

年(和暦)	年(西暦)	発令者	内容	典拠
天武4	675	天武天皇	今後、漁業や狩猟を営む者に、檻や落とし穴、仕掛け槍などを設置することを禁止する。また牛・馬・犬・猿・鶏の肉を食べることを禁止する。これ以外は禁止の事例としない。もし、これらの禁令を犯したなら処罰する。	日本書紀
持統5	691	持統天皇	雨が続いており、おそらく農作に影響が出るであろう。政治に何か過ちがあるのではないかと思う。公卿をはじめ朝廷の官人は、酒と肉を絶って、心を修めて過ちを悔いなさい。	日本書紀
養老6	722	元正天皇	災害や干ばつがしきりに起こっている。路上に散乱する骨や肉を埋めること。飲酒と屠殺を禁ずる。	続日本紀
天平2	730	聖武天皇	仕掛けを用いて多くの禽獣を捕獲することは先の帝が禁止している。ところが、国々では猪や鹿を殺害している者がいる。これらは生命を損なうだけでなく、法にも違反しているので、禁止しなさい。	続日本紀
天平9	737	聖武天皇	疫病流行と早害を鎮めるために、散乱する骨や肉を埋める。飲酒と殺生を禁ずる。	続日本紀
天平9	737	聖武天皇	六斎日の殺生を禁ずる。	続日本紀
天平13	741	聖武天皇	農耕に役立つ牛馬は以前から屠殺を禁じており今回もそれに倣う。	続日本紀
天平13	741	聖武天皇	六斎日には公私ともに漁獵や殺生をしてはならない。	続日本紀
天平15	743	聖武天皇	49日間、殺生を禁断し、雑食(辛・肉・魚の混じった食)を禁じる。	続日本紀
天平勝宝元	749	聖武天皇	全国に殺生の禁断を命じる。	続日本紀
天平勝宝元	749	孝謙天皇	大仏造立事業に協力する八幡大神が通過する各国に殺生を禁ずる。その従者には酒と肉を用いず、道路は掃き清めるようにしなさい。	続日本紀
天平勝宝4	752	孝謙天皇	1月3日から12月晦日までの1年間殺生を禁じる。	続日本紀
天平勝宝8	756	孝謙天皇	今日から来年の5月30日まで、全国に殺生を禁じる。	続日本紀
天平宝字2	758	孝謙天皇	今日から12月30日まで殺生を禁じ、猪鹿類を天皇の食事として貢進することも長く停止する。	続日本紀
天平宝字3	759	淳仁天皇	むやみな殺生を慎むように。	続日本紀
天平宝字8	764	孝謙上皇	鷹・犬・鶇を用いた狩猟や漁を全国的に禁じる。	続日本紀
宝亀元	770	称徳天皇	7日の間、全国に5辛(5種類の辛みの食物)・肉・酒を禁止する。	続日本紀
宝亀2	771	太政官	六斎日と寺辺二里以内の殺生を禁じる。	類聚三代格
宝亀6	775	光仁天皇	天皇の誕生日である10月13日には、毎年全国の屠殺を禁じる。	続日本紀
延暦10	791	桓武天皇	伊勢・尾張・近江・美濃・若狭・越前・紀伊などの人々が牛を殺すこと、漢神を祀るのに用いることを禁じる。	続日本紀
延暦20	801	桓武天皇	牛を殺して神を祀るのに用いることを禁ずる。	類聚国史
弘仁3	812	嵯峨天皇	寺辺二里以内の殺生を禁じる。	日本後記
承和8	841	仁明天皇	寺辺二里以内の殺生を禁じる。	続日本後記
貞観4	862	太政官	六斎日と寺辺二里以内の殺生を禁じる。	類聚三代格
建久2	1191	後鳥羽天皇	寺辺二里以内の殺生を禁じる。	鎌倉遺文
建久6	1195	源頼朝	鷹狩りを停止する。	吾妻鏡
建暦2	1212	源実朝	鷹狩りを禁じる。	吾妻鏡
寛喜3	1231	後堀河天皇	寺辺二里以内の殺生を禁じる。	鎌倉遺文
寛元3	1245	藤原頼嗣	鷹狩りを長く停止する。	吾妻鏡
弘長元	1261	宗尊親王	六斎日と二季彼岸の殺生を禁じる。	中世法制史料集
弘長3	1263	龜山天皇	六斎日の殺生を禁じる。	中世政治社会思想
文永3	1266	惟康親王	鷹狩りを禁じる。	吾妻鏡
天正15	1587	豊臣秀吉	牛馬を売買して殺して食事に用いてはいけない。これを犯す者は嚴科に処する。	長崎三百年間
慶長16	1612	徳川秀忠	牛馬を殺すことは禁じられている。自然死した牛馬を売るのも禁止である。	長崎三百年間
元禄7	1694	徳川綱吉	生類を憐れむように以前から命じているが、そうした気持ちがない者もいるようで、傷ついた犬を度々見かける。今後、傷ついた犬については原因を調査し、犯人が分かった場合は一町全員の責任である。	御当家令条